


駐車場関係施策に関する質問への回答等

番号	意見、質問等	回答
1	ある建築物の附置義務を隔地として受け入れている駐車場において、運用実態として余裕があることから、他の建築物の附置義務を、収容台数を超えて受け入れようとするは妥当と考えられるか。	隔地制度は隔地先に駐車場を確保することを前提に附置義務台数を減免する制度ですので、他の建築物の隔地先と兼用することは認められないものと考えます。
2	<p>駐車場法施行令第12条(換気装置)について 建築物内部の屋根がない吹抜区画における開口部や駐車場上面の開口部を換気に有効な部分の面積として取扱いしてよろしいでしょうか。 (イメージ図)▽開口部面積にカウントしてよいか</p> 	駐車場の上部の吹抜け部分についても開口部の面積に算入して構いません。
3	開口部に手すりや転落防止柵などが設置されている場合であっても、開口部全体を換気に有効な部分の面積として取扱いしてよろしいでしょうか。	手すりや転落防止柵の形状等によるかと思いたすので、個別に判断願います。
4	<p>告示「機械式駐車装置の構造及び設備並びに安全機能に関する基準(平成26年12月25日国土交通省告示第1191号)」第7条(車路)において、「前面空地」とは令第8条第1号に規定する「円滑かつ安全に走行することができる車路」として、装置と道路との間に、収容可能な自動車2台以上を停留し、又はターンテーブルを設けることができる空地を設けることと定義されており、当該前面空地においては「はり下の高さ」は2.1mでよいと緩和されている。 道路から機械式駐車施設までの距離が長い場合、その車路すべてを「前面空地」と解すか？それとも必要最低限の範囲を前面空地と判断すべきか？</p>	前面空地は、機械式駐車装置から後進で出庫した車両がそのまま路上に出ることを避けるため、車両が転回するためのスペースを路外に設けるといふものであり、これに該当しない場合は車路として扱うべきと考えます。
5	<p>路外駐車場の警報装置について 駐車場法施行令第十四条に「建築物における路外駐車場には、自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設けなければならない。」とありますが、警備員等を配置し、常時車の出入を誘導することにより、「安全を確保するために必要な警報装置」として判断することが可能かどうかご教授願います。</p> <p>駐車場法施行令第14条の警報装置の規定について 青空の平面駐車場(建築物でない駐車場)から建築物である立体駐車場につながる駐車場で、一つの駐車場として運営している場合、立体駐車場の出入口(平面駐車場との接続部)に警報装置を設置する必要があるのか。</p>	建築物の路外駐車場の出入口からの出庫車両が歩行者や自動車との錯綜を一切発生させないような構造の場合には、警報装置の設置は不要と考えます。
6	<p>駐車場法第11条において、路外駐車場の構造及び設備の基準を500㎡以上の路外駐車場を対象として定めていますが、これを500㎡とした理由をご教示下さい。 また、500㎡未満の路外駐車場は規制対象としなかった理由につきましてもご教示願います。</p>	<p>駐車場法においては、一定規模以上の路外駐車場を規制対象にするとの考え方のもと、500㎡以上との基準を定めています。 なお、都市再生特別措置法に基づく路外駐車場配置等基準については、市町村長の条例により、500㎡未満の路外駐車場についても届出にかからしめることが可能です。</p>

## 駐車場関係施策に関する質問への回答等

番 号	意見、質問等	回 答
7	<p>駐車場法第11条において「路外駐車場で駐車のために供する面積が500㎡以上であるものは、政令に定める技術的基準によらなければならない」とされている。料金を徴収しない場合も技術的基準を満たす必要がありますが、基準を満たさない場合は、駐車場法に違反していると解釈してよろしいか？</p> <p>(質問) 料金の徴収を行わない500㎡以上の路外駐車場が技術的基準に適合していない場合、是正命令の対象は駐車場の設置者と考えてよいか。</p> <p>(説明) ・「附置義務駐車場条例」に基づき、届出された駐車場に、料金の徴収を行わない500㎡以上の一般に供される「路外駐車場」は、駐車場法第12条に基づく「路外駐車場の届出」は必要ない。 ・「附置義務駐車場条例に基づく届出」において「路外駐車場」の存在を知覚したため、駐車場法第11条の規定による「路外駐車場」の技術的基準に適合しているか審査を行うこととしている。 ・審査の結果、技術的基準に適合していない場合、法第19条の是正命令においては、立ち入り検査のための報告や資料の提供を行わせ、是正命令を行う対象となる「路外駐車場管理者」は、法第12条において「駐車料金を徴収するものを設置する者」と規定されている ・料金を徴収しない路外駐車場においては、その駐車場の設置者が第19条に基づく是正命令の対象となると考えてよいか。</p>	<p>駐車料金を徴収しない路外駐車場についても、駐車場法第11条の技術的基準が適用され、基準を満たさない場合は、駐車場法に違反していることとなります。</p> <p>ただし、駐車場法第19条の是正命令は路外駐車場管理者に対してのみであり、料金の徴収を行わない路外駐車場を設置する者に対しては、同条に基づく是正命令を行うことはできません。</p>
8	<p>駐車場法第12条(設置の届出)に該当しない路外駐車場について、政令で定める技術的基準への適合を確認することを求められた場合、設置者に対し同法18条に基づく報告若しくは資料の提出を求めるなどの指導を実施することが可能か。</p>	<p>駐車場法第18条の報告・資料提出は路外駐車場管理者に対してのみであり、駐車場法第12条の届出が不要である者に対しては、同条に基づく報告・資料提出を求めることはできません。</p>
9	<p>駐車場法施行令第13条の照明装置の規定について伺いたい。 立体駐車場の屋上で屋根が無い場合においても、規定されている照度を確保する必要があるのか。</p>	<p>駐車場法施行令第13条の照明装置の規定は立体駐車場の屋上にも適用されます。</p>
10	<p>特殊装置の認定状況をご教示ください。</p>	<p>新大臣認定装置については、平成28年12月末時点で143件です。</p> <p>詳細はURLを参照ください <a href="http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_gairo_tk_000068.html">http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_gairo_tk_000068.html</a></p>

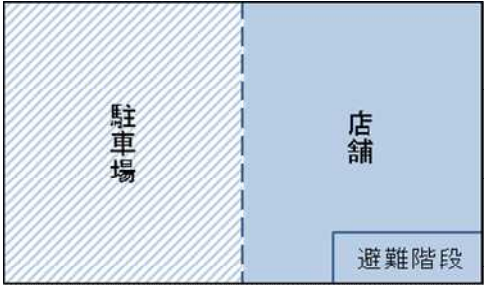
## 駐車場関係施策に関する質問への回答等

番 号	意見、質問等	回 答
11	<p>駐車場政策について                      駐車場政策の将来的な方向性について                      当市では、平成3年度から平成4年度にかけて、めいわく駐車が急増した背景から、市営駐車場を整備してきた経緯がありますが、近年の民間駐車場増加に伴い、市営駐車場利用者が減少してきたことから、いくつかの駐車場を閉鎖してきております。</p> <p>今後、全国的なコンパクトシティ化や、自動運転車の導入など、自動車社会の多様化が進むと予想される中、特に都市部の駅前や商業地において、将来的に自治体が公共の駐車場を維持・確保すべきかどうかについて、国や他自治体の駐車場政策の方向性や、取組み施策をお聞かせください。また、民間も含め駐車場の必要数量をどのように定めているか、算定手法等についても事例があればお聞かせください。</p>	<p>都市において必要な路外駐車場の供給量を確保することは地方公共団体の責務であると考えます。</p> <p>公共駐車場はそのための一つの手段ですので、公共駐車場の存廃の検討に当たっては、民間駐車場の整備状況や将来の見通し等を踏まえて判断すべきと考えます。</p> <p>必要な路外駐車場の供給量の算定方法については、既存の路外駐車場の稼働率や将来の開発の見通し等を勘案して需要予測をすることが一般的と認識しています。</p>
12	<p>駐車場法第10条において、駐車場整備地区を定めた場合、路外駐車場に関する都市計画を定めなければならないとされています。</p> <p>今般、本市において駐車場整備地区内に再開発事業による都市施設(市民会館)を都市計画決定しました。</p> <p>この施設に付随して都市施設(市民会館)の施行区域外に都市施設の専用駐車場を整備する場合、駐車場法10条の規定により、都市計画決定は必要でしょうか。</p> <p>また、共用駐車場として整備する場合についてもご教示願います。</p>	<p>ご質問の駐車場が駐車場整備地区内の自動車の駐車需要に応ずるために必要な路外駐車場であると判断される場合は、都市計画決定すべきと考えます。</p>
13	<p>車室の面積の測定方法について                      一般的な平場の駐車場において、車室は15cm前後の白線で区切られておりますが、車室の測定にあたっては、白線の中心部から測定する、または白線の内側から測定する等、測定方法の基準はあるのでしょうか？また、立体駐車場のパレットについても測定方法の基準があるのでしょうか？</p> <p>測定方法によって500㎡を上回る又は下回る場合もあるものと想定されるため、測定基準があればご教示下さい。</p>	<p>駐車面積の測定方法については具体的な定めはありません。</p> <p>機械式駐車装置の駐車面積の算定方法については、機械式駐車装置の構造及び設備並びに安全機能に関する基準(平成26年国土交通省告示第1191号)第5条をご参照下さい。</p>
14	<p>駐車料金の差別的取扱となる額について                      駐車場法施行令第16条第2号において、「自動車を駐車させる者に対し不当な差別的取扱となる額とないこと。」とあり、不当な差別的取扱いとは、駐車場法解説(改訂版)によると、「周辺の商店街の買い物客に対してのみ低額の料金を設定するなど」とありますが、商業施設などに併設されている駐車場の場合には、施設利用者である証明をもって減額するなどの対応しているケースが見受けられます。</p> <p>この場合、実質的に前述の「買い物客に対してのみ低額の料金を設定する」ことに該当するのでしょうか。</p>	<p>増収目的の営業努力として各種サービス券の発行により駐車料金を割引いている場合は、差別的取扱いには当たらないと考えます。</p>
15	<p>路外駐車場の届出時に出入口の基準を満たしており受理している駐車場において、周辺環境の変化により出入口の基準が満たせなくなってしまう駐車場において、変更届の受理はできない駐車場と扱うべきなのでしょうか。</p>	<p>技術的基準を満たさない路外駐車場について、変更届を受理してはならないとの規定はありませんが、技術的基準に適合させるよう路外駐車場管理者に対して適切に指導していくべきと考えます。</p>

## 駐車場関係施策に関する質問への回答等

番 号	意見、質問等	回 答
16	<p>・駐車場の出入口をT字路部に設ける場合(図1)、駐車場法施行令第7条第1項第1号イの技術的基準(交差点の測端又は道路のまがりかどから5メートル以内の部分に出入口を設けてはならない)を満たさないと考えられますが、信号機が設置されていることや全方向に一時停止の交通規制がある等の安全確保が図られている場合には、許可することで差しつかえないでしょうか。</p> <p>また、四差路の交差点で直進して駐車場出入口が存在する場合(図2)、交差点から出入口が5m以上離れていれば、駐車場法施行令の技術的基準上問題ないと解釈して良いのでしょうか。</p> <p>・駐車場法施行令第7条第2項における、交差点の側端又はそこから5メートル以内の道路の部分の出入口設置に関する特例について、過去の許可事例や許可に至るまでの整理についてご教示願います。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">【図1】</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">【図2】</p> </div> </div>	

## 駐車場関係施策に関する質問への回答等

番 号	意見、質問等	回 答
20	<p>駐車場法施行令第10条によると、「建築物である路外駐車場において、直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に自動車の駐車のために供する部分を設けるときは、建築基準法施行令第百二十三条第一項若しくは第二項に規定する避難階段又はこれに代る設備を設けなければならない。」とあります。店舗に付随する路外駐車場で、店舗部分に避難階段がある場合、これを施行令で示す避難階段とみて問題ないでしょうか。</p>  <p style="text-align: center;">(建築物の2階以上)</p>	<p>駐車場利用者が利用できる構造である場合は問題ないと考えます。</p>
21	<p>標準駐車場条例において、機械式駐車施設により附置する場合は、バリアフリー対応のスペース設置義務は免除されているのか。</p>	<p>機械式駐車施設のみで附置する場合にはバリアフリー対応スペースの設置義務は免除されていますが、通常の駐車施設と併設する場合は、当該駐車施設についてバリアフリー対応スペースの設置義務が生じることになります。</p>
22	<p>akkipaやB-timesなど、時間貸駐車場の一部を時間予約制で使用されるものがあるが、当該駐車マスについては、一般公共の用に供する部分として面積算入することによいか？</p>	<p>駐車マスを事前予約できるかどうかに関わらず、管理規程に基づき供用契約が行われる可能性がある駐車マスについては駐車面積に算入すべきと考えます。</p>
23	<p>バス・トラック専用駐車場(観光バス、荷捌き用トラック等の大型車専用駐車場で、バス、トラックの事業者は特定しない駐車場として運用)で、駐車料金を課金する500㎡を超える駐車場は、一般公共の用に供すると判断され、路外駐車場の届出を必要としますでしょうか。</p>	<p>届け出が必要と考えます。</p>
24	<p>専用駐車場の取扱いについて 路外駐車場において、専用駐車場として取り扱う場合、駐車場法解説(改訂版)によると、「～駐車場の入口で管理人等が一般の利用を排除している場合が該当する」とあります。 商業施設やフィットネスクラブなどが併設されている駐車場の場合、入口に「専用駐車場」の看板が掲示されていることに加え、会員カードなどを提示しなければ入口ゲートバーが開場せず、入庫できないような形態を取っている無人の駐車場は、専用駐車場として取り扱うことに差し支えないでしょうか。</p>	<p>駐車場の管理・運営の形態にもよりますが、その利用が特定の者に限定され、一般の利用が確実に排除されている場合は、一般公共の用に供されていないものと判断して差し支えないと考えます。</p>
25	<p>路外駐車場に該当するか否かの判断について、第29回会議の質問番号13において「各地方公共団体において個別に判断していただく必要がある。」と回答されていますが、判断するうえでの要件や具体例の提示をお願いします。 例えば、複数の観光施設の来訪者や周辺地域を観光するものに限り利用できる駐車場や、事前の電話等により予約したもののみを受け入れる駐車場の場合は、駐車場法に基づく路外駐車場に該当しないと解することができるでしょうか。</p>	<p>ご指摘のような駐車場は一般公共の用に供するものに該当するものと考えます。</p>

## 駐車場関係施策に関する質問への回答等

番号	意見、質問等	回答
26	駐車場法第11条から第13条の技術基準適合義務や各種届出義務のある路外駐車場管理者について、例えば立体駐車場の場合等で、駐車場の所有者と管理を委託された業者が異なる場合はどちらに法的義務が生じるのでしょうか。	路外駐車場管理者の定義は路外駐車場を設置した者であるため、ご質問のようなケースの場合は駐車場の所有者が該当すると思います。